

第2回山二留守家庭児童育成室運営業務委託に係る運営業務委託説明会 要旨

【開催日時】

令和4年3月12日（土） 午後7時00分～午後8時30分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、岡本 放課後子ども育成室参事、山根 同参事、山下 同主幹

1 【運営業務委託の概要、仕様書（案）・募集要領（案）の説明】

まず、第1回目の説明会でも説明させていただきましたが、簡単に育成室の運営を民間委託する目的から説明させていただきます。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であるため、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。

開室時間の延長については、委託育成室では、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性については、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

指導員の確保につきましては、様々に取り組んでいるものの、欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運営業務委託による効果は、12か所の育成室の運営業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、40人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、令和5年度以降、毎年2か所の育成室の運営業務委託を進め、令和8年度まで概ね8か所の運営業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、まず、指導員の確保については先程御説明させていただきましたとおりです。

続いて、社会的ニーズへの対応として、延長保育時間については午後7時までとなります。また、令和4年度に運営事業者を募集する予定の吹二育成室においては、長期休業期間中は、午前8時からの開室を公募の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例として、昼食提供等、英語レ

ッスンやそろばん教室などが行われており、これらの取組はサービスの向上に繋がっているものと分析、評価しているところです。

では、民間委託すれば何が変わるかということについて、実施主体は、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営を実施してまいります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行いますので、金額や支払方法に変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託事業者が実施することとなり、支払は保護者と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にも繋がると考えています。

続いて、どのように事業者を選定するのかについて、選定を行うのは、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、5名以内で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内で、参画をお願いしています。選任については、来年の4月下旬から5月頃に調整をさせていただく予定です。

続いて、公募につきましては、令和4年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。

一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。

二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。

ここまでの、前回の説明会で説明させていただいた内容で、ここからは、募集要領（案）、仕様書（案）について説明させていただきます。

まず、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領（案）について説明させていただきます。参加（応募）資格要件について、応募できる事業者としては、保育所や幼稚園、他の育成室の運営実績がある法人に限っています。

次に、打合せ、緊急体制としては、現場の指導員と法人の責任者が常に連携が取れる体制であり、緊急なトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件としています。また、応募しようとする事業者には当該育成室を事前に見学し、実際の

保育環境や児童の様子を確認した上で、応募していただくことを考えています。見学につきましては、5月中旬を予定しています。

次に、引継保育に係る補助金について、事業者と委託契約を締結した上で、従来はおよそ2か月前から引継ぎを開始し、委託料で引継ぎに係る費用を支払っていました。今まで民間委託してきた育成室の保護者の方々や事業者からも引継期間はもう少し長い方が良いとの意見もあり、今回から、運營業務委託のスケジュール全体を見直し、引継ぎに係る期間を最大6か月とすることで、事業者の指導員と児童及び保護者の方々との信頼関係を徐々に構築していくことができると考えています。また、委託までの期間が長期に渡ることから、委託契約とは切り分け、その期間は連携協定を締結することで、引継保育に係る事項の取決めをします。直営の指導員と合同で保育を行い、直接児童と触れ合うことを通して、より綿密で入念な引継ぎを受けることができます。加えて、これまでの20日以上かつ80時間以上という要件に加えて、要配慮児童の保育を中心に、4月から円滑に運営する上で必要となる引継ぎの実績に応じ、事業者が要した経費を市から補助することで、主任指導員をはじめ、クラス担任や配慮を要する児童に対する配置予定の職員については、十分な引継ぎを受けていただきたいと思います。

続いて、運營業務受託に係る連携協定（案）について、令和5年4月までは決定した事業者とは委託契約関係にありませんので、契約書ではなく、この連携協定を交わすことで市と事業者で取決めを定めておくものです。内容につきましては、これまで仕様書に記載していた引継保育に関することと、保護者との打合せに関することをそのまま記載します。また、募集要領（案）に記載している引継保育に関する事項もそのまま記載します。更に、保護者との打合せに関しては、3月までに保護者と全体の懇談会や個人懇談を開催することや、入室説明会を開催することを記載する予定です。なお、下段に記載のとおり、事業者がこの協定内容を履行しない場合は、委託契約予定事業者として決定した事項を取り消すものとしているため、事業者には確実にこの協定の内容に則った引継ぎや保護者との打合せを行っていただく必要があります。

次に事業者の選定に係る評価項目と基準（案）について説明させていただきます。

一次審査は書類審査としています。公募に参加した事業者から提出された事業実施計画書を評価項目と基準に基づいて評価、得点化し、出席委員の半数以上から650点以上の事業者が一次審査通過事業者となります。二次審査については、一次審査を通過した事業者が事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともに、ヒアリングを行います。その上で、選定委員が評価項目とその基準に基づいて、採点いたします。その結果、①出席委員の半数以上が650点以上、②出席委員の採点のうち、最上位と最下位を除外した採点合計の平均が650点以上、③評価項目中、運営方針及び職員体制で、出席委員の半数以上から5段階中2以下の評価がない、④その他の評価項目で、出席委員の半数以上から5段階中1の評価がない、これら全てを満たす必要があります。

その上で、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定します。

会計状況につきましても、事業者から提出される収支計画書、前年度の収支計算書、損益計算書、貸借対照表などの書類とこれらに関するヒアリング審査を実施し、「採点合計が60点以上」、「各審査基準において、『劣っている』の評価を2つ以上受けていない」の2つの条件を満たす事業者を選定します。

最終的に、この事業実施に関する審査と会計状況に関する審査の両方において条件を満たした事業者を最優秀提案者に決定いたします。

続いて、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託共通仕様書（案）について説明させていただきます。

指導員の配置につきましては、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた配置を求めており、1教室当たり放課後児童支援員を2人以上配置することとし、そのうちの1人以外は補助員に代えることができます。これは直営育成室と同様の基準としており、それに加えて、担任のうち1人以上は、放課後児童健全育成事業、保育所等での保育士又は小学校等での教員を2年以上経験した実務経験者を配置してもらいます。

なお、放課後児童支援員とは、保育士や教員の資格がある人で、都道府県が行う研修を修了した人です。また、保育士などの資格がなくても、一定の条件を満たせば、研修を受講することができ、放課後児童支援員になることもできます。

次の主任指導員について、育成室を円滑に運営する上で連絡体制を明らかにしておくため、主任指導員を1人配置することとしています。この主任指導員は、有資格者かつ実務経験者を要件としています。

次に業務内容につきまして、留守家庭児童育成室に勤務する指導員等は、「放課後児童クラブ運営指針」、「放課後児童クラブ運営指針解説書」の内容と現場の状況をしつかりと確認、理解した上で業務に当たっていただくことが大前提となります。その上で仕様書（案）に記載の児童の健康管理や適切な遊びの指摘などの「児童の健全育成に関する業務」、児童の出欠確認やおやつの実施などの「事業の運営に関する業務」を行っていただくこととなります。

おやつに関しましては、事業者が提供するに当たり、提供予定のメニューやアレルギーを有する児童に対するアレルギーの情報などを事前に周知することや、事業者が直接徴収することとなるおやつ代や教材費について、保護者の方から求めがあった場合の会計収支の報告など、各項目について具体的に記載しています。

最後に、今後のスケジュール（案）につきまして説明させていただきます。

現在開会中の、令和4年2月吹田市議会定例会において、令和4年度当初予算が可決されれば速やかに事務手続を進め、事業者選定等委員会の開催、事業者公募へと進めていきます。また、募集要領（案）及び共通仕様書（案）につきましては、4月中

旬実施予定の事業者選定等委員会を経て内容が確定するものですが、事前にいただいた保護者の方々からの貴重な御意見を踏まえ、今後加筆修正するなどして委員会に諮問したいと考えています。

スケジュールは御覧のとおり、早ければ7月中旬頃には事業者を決定し、保護者の皆様にお知らせしたいと考えています。その後、保護者懇談会にて受託事業者の紹介をさせていただき、10月頃から引継保育を始める予定としています。令和5年2月から3月頃には、受託事業者の指導員と保護者の方及び児童の三者での面談を行い、4月から事業者による運營業務を開始予定としています。

保護者の皆様に影響のあるスケジュールとして、5月中旬に応募事業者による育成室の見学を予定しています。また、特別委員となられた保護者の方には委員会に出席していただきます。7月以降、受託事業者が決まり次第、在籍児童の保護者の皆様にまずは通知をもってお知らせします。その後、保護者の皆様と受託事業者が直接お話しできる機会として保護者懇談会を開催します。また、2月から受託事業者による個人面談を行ってまいりますので、御協力よろしく申し上げます。

2【事前質問への回答】

まず、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託共通仕様書案に対する御意見に対して、説明させていただきます。

指導員の配置等におきまして、留守家庭児童育成室の安定的な運営のため指導員の安定的、継続的な雇用配置に努めることという項目について、御意見をいただいています。正規雇用者のみで担任制なのか、その都度指導員の人数さえ足りていれば良いということではないため、不安定でかつ数時間の有期雇用の派遣スタッフの配置はないのか、このような御意見をいただいています。指導員は、児童と安定的、継続的な関わりを持てるように配置されることが必要でありますため、指導員の雇用に当たっては、雇用形態を長期的に、安定したものとすることを求めています。具体例といたしまして、募集要領の評価項目と基準に記載しており、主任指導員を正規での雇用としているかなどを評価しています。ただし、担任全員の正規雇用を絶対条件とはしていません。

続きまして、吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、職員の基準を定める項目があります。第三条で、放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないと規定しています。また、放課後児童支援員の要件についても規定しており、高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したものであって、市長が適当と認めるものとあります。こちらについて、高校卒業後2年間を補助員として業務したものが、主任指導員になることができると読める。また、仮に2年の間で勤務が週1回程度であった場合、実務経験のあまりない主任指導員となる可能性があ

り、要件として適当ではないと思われる、このような御意見をいただいています。

本市の条例に規定している放課後児童支援員に該当するものとは、放課後児童支援員の資格を有するもの、もしくは資格取得要件を満たしており、1年以内に取得見込みであるものとなっています。資格取得要件は、2年以上従事し、かつ総勤務時間が2000時間程度なければならないため、週1回程度で、2年間勤務したものが主任指導員になることはありません。なお、この条文につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準という国基準に基づいて規定しています。

続きまして、主任指導員については、必ず正規雇用のフルタイム従業員を配置すること、パートタイム、アルバイト従業員が主任指導員となることを禁止する旨を記載してほしいという御意見がございました。

募集要領の評価項目と基準に記載していますとおり、主任指導員を正規での雇用とすることが望ましいとは考えていますが、主任指導員の役割を理解していただいた上で、雇用形態を含め、職員体制についても事業者からの提案内容となります。なお、現在委託している育成室のすべての主任指導員は、正規職員として雇用されており、育成室の開室開始時間から終了時間までの時間帯は当該育成室で勤務する形態をとられています。

次に、法人内で1日に保育園業務との兼務など、ダブルワーク体制は不可にしてもらいたい。他の業種との兼務は避けるべき。そもそも保育内容が違いすぎる。またパートタイムで請け負える職種ではないと思うという御意見をいただいています。

指導員を安定的、継続的に雇用配置しようとする時に、事業者による創意工夫やノウハウの活用等により、効果的、効率的に運営していただくためには、事業者の方針や自由裁量というのは、一定認められるものと考えています。

そのため、午前中は保育所で勤務し、午後から育成室で勤務するといった柔軟な採用をすることで、指導員の安定的、継続的な雇用配置ができるのであれば、育成室の安定的な運営に繋がるものと考えています。

続きまして、民間委託決定後も、現在の指導員が山二育成室に就労を希望する場合は、児童への保育環境の変化を最小限にとどめる観点から、継続雇用を検討し、優先的に採用することを明記してほしいという御意見をいただきました。

山二育成室を含めたすべての育成室の安定的な運営と待機児童の解消を図るために民間委託を進めていますので、現在の指導員の事業者での継続雇用を前提とした内容を記載することは困難です。ただ、御意見にもございますとおり、民間委託に伴う児童への保育環境の変化を最小限にとどめることは重要であると認識していますので、事業者とともに、引継保育を丁寧に行うことによって、児童が安心して通える保育となるよう努めてまいります。

次に、仕様書の業務内容につきまして、宿題をできる環境整備や、外遊びの時間の確保、子供の指導の方法について御意見をいただいております、業務実施に関する基本的

な事項として、放課後児童クラブ運営指針などの内容を十分に理解した上で、業務に当たることとしています。また、行事につきましても、市が指定する行事を実施することと記載しています。市が指定する行事については、夏の文化行事、春の文化行事、入室説明会、卒室式、また、これまで各育成室独自に行われていた行事についても積極的に継続して行うこと、行事の存続については、保護者、地域の理解を得られるよう努めることと記載しています。

下校時の確認についての追記や、水分補給などの文言を追記してほしいという御意見があり、こちらにつきましては、出席児童の下校時間の管理についての追記や、熱中症対策として水分補給などに留意していただくような追記を考えています。

また、保護者連携等に関わる学級懇談会は、オンライン及び対面での参加ができるように追記してほしいという御意見をいただいております、事業者と保護者の方々の懇談を予定していますので、学級懇談会の開催方法については、事業者の方と協議していただければと考えています。

次に、安全衛生等について、小学校の長期休業期間中のお弁当について追記してほしいと御意見をいただいております。

一日保育で、児童が持参するお弁当については、昼食までの保管場所や気温など衛生管理に留意することという一文を仕様書に追記したいと考えています。

続きまして、現地検査、運営の検証改善等について、具体的にどの程度の頻度で行うのか明記してほしいという御意見をいただいております。

運営を開始した4月には、概ね週3から4回程度の巡回を行う予定としています。委託後の運営状況を見ながら巡回頻度は徐々に減らしていこうと思っておりますが、巡回にかかわらず、運営上のトラブルがあった場合は、すぐに出向くようにいたします。このようなことから、巡回頻度については、委託後の運営状況によって異なります。そのため明確な回数を設定することは困難です。また、募集要領（案）につきましては、応募事業者に対して条件を求めるものとなっているため、本市が行う巡回の回数を記載することは、内容にそぐわないと考えています。

次にアンケートの時期と回数を追記してほしいという御意見をいただいております。

保護者アンケートは、委託開始1年目については学期ごとの計3回、2年目は1学期終わりや年度末の計2回、3年目以降については年1回のアンケートを行っておりますので、詳細を記載したいと考えています。

次に、事業運営の実施状況の報告について、随時ではなく頻度を明記してほしいとの御意見をいただいております。

こちらにつきましては、市の職員が積極的に巡回しており、仕様書に基づき、保育内容やおやつ提供、学習活動、感染症対策などを確認しています。また、巡回の際には、指導員から保護者や学校との連携面についても聴き取りを行い、改善すべきことがあれば、その都度、受託事業者の責任者に伝えていきます。なお、受託事業者には、

定期的に月間報告書や事故報告書を提出していただいています。

続きまして、募集要領（案）に対する御意見をいただいています。

まず、引継ぎに関して、なぜ仕様書に記載しなかったのか。変えたことによるメリットデメリットなど御意見をいただいています。

これまでの引継保育は、運營業務委託前に2か月程度実施し、4月からの運營業務委託と合わせて委託契約を締結しており、委託料として執行していました。今回、委託までのスケジュールを見直し、委託事業者の選定を早めることによって、引継期間を長期間に設定することで、事業者の事情や現場の状況を踏まえ、柔軟に対応できるよう引継ぎに係る経費を補助金として執行します。そのため、4月までは業務委託に係る契約関係にはごさいませんので、連携協定を締結し、これまで仕様書に記載している内容の約束事を決めるものです。事業者が連携協定の内容を遵守しない場合は、募集要領（案）で記載する事項を満たさないことから、受託事業者としての決定を取消すこととなります。仕様書については契約書に付随するもので、契約内容の詳細を別で定めたものとなっています。

次に、引継保育の期間日数、時間の設定根拠について御意見をいただいています。引継保育の日数及び時間につきましては、育成室の運營業務委託を進めた当初においては、明確な基準を設けていませんでしたが、基準を設けている方が事業者にとっても引継ぎに従事しやすいこと、保護者の不安解消にも繋がることから、平成30年度から基準を設けました。他市においても、概ね1か月から3か月以内で実施していますが、明確な日数等の基準というのはごさいません。

次に、引継保育で何をどのように引き継ぐのか、どのような方がどれぐらい時間をかけて引き継がれるのか、詳細を記載してほしい、委託開始1か月前に少しだけなどではなく、1日保育やお誕生日会、行事の準備段階なども一緒に参加してほしい、授業のない日の引継ぎについて、最低日数を追記してほしいといった御意見をいただいています。

引継保育期間におきましては、年間の保育スケジュールや各種行事ごと、育成室での生活に関わる基本的な事柄、及び各入室児童について引継ぎを行います。児童の引継ぎにつきましては、配慮が必要なことや友人との関わりなどについて、児童一人ひとりの引継文書を指導員が作成し、それをもとに、対面で説明を行います。合わせて、実際の保育の中で児童の様子を確認しながら、指導員と入室児童の関係を構築しているところです。引継保育に従事する時間や指導員につきましては、事業者による指導員の確保状況によって異なりますことから、詳細を記載することは困難です。引継保育期間は、最大6か月としていることから、配慮を要する児童の登室日、準備も含めた各行事や取組を行う日を中心として、一緒に保育していただくことを想定しています。また、1日保育につきましては、基準日数を設定することは困難ですが、土曜保育も含めて経験していただき、これまでも3月は長期休業期間も含めて重点的

に引継ぎを行っています。

続いて、事業者から提出される事業実施計画書の内容が確認できない、別紙評価項目と基準に沿って審査できる書類となっているのか、という御意見をいただいています。

事業実施計画書につきましては、評価項目等、基準にある項目ごとに記載していただく様式としています。また、募集要領案に評価項目と基準を添付している理由として、応募する事業者には、審査基準及び審査の視点をあらかじめ理解していただいた上で提案していただきたいと考えているためです。

次に、入室児童数見込と教室数は、事業者の指導員確保状況等により確定するのかという御意見をいただいています。

入室児童数見込につきましては、5月時点の小学校の児童推計をもとに、各学年の入室率を用いて見込んでいます。教室数は、その児童見込数に応じたものです。募集要領（案）に記載する教室数を運営することは、公募条件となりますので、事業者はそれに応じた指導員を配置することとなります。

3【質疑応答】

保護者：連携協定の内容は、市と指導員と保護者で協議し、その内容を踏まえて作成していただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

吹田市：連携協定の内容は、行事一つひとつの内容など、細かな内容まで記載するものではありませんので、これまでどおり仕様書に記載していた内容をそのまま引き継ぐ予定です。

引継保育は、市の職員、現場の指導員が行います。現場の指導員も、これまで関わってきた保護者の方々の思いも理解していますので、指導員と共に、事業者には保護者の方々の思い等を確実に引き継いでいきたいと考えています。

保護者：最低ラインとして、20日以上・80時間以上という基準はありますが、指導員の方たちとしても、引継期間の最大6か月の中で、毎日でも引継保育に入っていたきたいという思いでおられると思いますので、その辺りを踏まえた内容にしていただきたいです。

保護者：引継保育の時間に関して、必要に応じて期間を延ばしていくと説明がありましたが、必要に応じてとはどのような場合を想定しておられるのでしょうか。

吹田市：引継保育に少しでも多くの時間をかけて実施してほしいという保護者の方の思いは理解しています。これまでの20日以上・80時間以上という基準は最低条件として変わりませんが、最大6か月という期間でしっかりと引継保育を実施できるように設定をさせていただいているところです。

必要に応じてとは、保護者の方の思いもありますが、事業者としても引継期間をもう少し長くしてほしいという意見がございました。

主に要配慮児童への対応や行事など、これまで2か月の引継期間で実際に行事を体験せずに書面だけでの引継ぎでは難しいという意見もございました。現場の指導員に関してもそういった面で実際の保育を通して伝えたいことがありますので、事業者の方にはそういった点を重点的に引継ぎを受けていただきたいと考えています。

昨年度に実施した引継ぎの実績としまして、20日以上80時間以上という条件でしたが、2か月で約40日、時間にしては200時間程度ということで1名だけではなく複数の職員が引継保育に従事しています。

保護者：延べと記載があるので、例えば一日に4人が来て4時間従事すると、4日、16時間という計算になるのでしょうか。

吹田市：日数に関しましては、1日従事すれば1日になります。4人が1時間従事すると延べ4時間となります。

保護者：1日何人来ても1日とカウントされるということですね。

吹田市：そのとおりです。

保護者：配慮が必要な児童の引継ぎに来られた方は、運営開始後も、引継保育で担当した子供を担当するという事でよろしいでしょうか。

吹田市：要配慮児童に対する職員ということで、市としても引継保育に従事する職員に引き続き担当していただきたいと考えており、事業者もその思いがあると考えていますが、絶対に引き続き担当しなければならないということは条件としていません。

ただ、連携協定の中で、運営を開始する際に配置しようとする指導員に従事させるものとして記載しており、誰が要配慮児を担当するかは、その時の状況で判断するものですので、引継ぎをしながら児童一人ひとりに合う職員を選ぶという考えが事業者としてはあると思っています。

まだ配置職員が決まっていない状況であれば、担任に入る予定の指導員や、主任指導員が基本的には引継ぎ、全体を統括することで、事業者には引継保育をしていただきたいと思っています。

保護者：3点質問があります。1点目が、特に心配するのが子供たちへの負担の部分です。4月は本来であれば、指導員も進級した児童たちも、新一年生のフォローに入るのが、4月の様子だと思いますが、進級した子供たちが下級生をフォローできるのは安心して過ごせる環境にあることが前提だと思うので、環境が変わることに伴う上級生の児童の負担が心配だということと、指導員も一年生へのフォローがあると思うので、子供たち全体のストレス、メンタル面でのフォローを大事に考えていただきたい。特に4月、5月の連休明けも含めて、例えば1学期だけでも、体制を手厚くしていただきたいという要望をしていただくことは可能でしょうか。

2点目、待機児童に関して、令和4年4月時点で、新4年生で待機児童が発生していると伺っています。待機児童を解消するための委託と考えて良いのでしょうか。先ほどの説明の中で、入室見込数に基づいて運営教室数を設定するとありましたが、入室見込数はどのように算出しているのか。待機児童が発生しないとどこまで確約していただけるのか知りたいです。

3点目、担任になる指導員が有資格者で実務経験がある方が1名以上と仕様書に記載がありましたが、それは主任指導員と兼任して良いということなので、例えば山二育成室が4クラスでスタートとすると、他の3クラスの担任は資格も経験も無くて良いのか。基準は直営と同じとのことですが、その基準は満たしていたとしても、今より環境が悪くなる、つまり先生方の力量が不足した状態で始まることは、子供たちの負担になると思いますので、直営の運営よりも環境が悪くならないように委託事業者に求めてほしいです。

吹田市：1点目の子供達のストレスについて、4月、5月というのは、委託に拘わらず直営も同じように、新一年生が入室することで、学級が不安定になるという状況はあります。これに関しましては、今回から最大6か月の引継期間を設定していますので、初めての指導員でスタートするのではなく、顔なじみの指導員が引き続き4月にいるということで、少しでも児童のストレスを軽減したいと考えています。

また、4月、5月に指導員を手厚く配置してほしいという要望については、事業者の提案にはなりますが、これまでの事業者であれば、1クラスに2人の指導員配置のところを、更にもう1人配置すると考えられているところもありました。これに関しましては、事業者選定後の保護者懇談会等で事業者の運営方針などが分かりますので、その際に保護者からの御意見として要望を伝えることができます。市からも事業者へお願いしたいと思います。

2点目、山二育成室には、現在、待機児童が発生しており、大変申し訳ございません。これにつきましては、令和5年度、新しく4教室ある施設での運営業務ということで、あらかじめ公募の条件としていますので、確実に4教室で運営していただく事業者を選定するということとなります。

児童推計については、5月時点の小学校の在籍児童数に基づいて、これまでの山二育成室の入室継続率に基づき算出しているもので、現在の児童数ではなく、今後予想される児童数となります。

3点目、有資格者は担任1人だけが実務経験2年以上ということではなく、各クラスの担任は1名以上が2年以上の実務経験がある方を配置しなければなりませんので、一定の経験を積んだ指導員が配置されることとなります。事業者もそれぞれ運営実績がございますし、それなりの実績の職員を配置していただきたいと市からも要望させていただきます。

保護者：待機児童に関して、4クラスになったら待機児童は解消するのですか。

それから、委託事業者が選定されなかった場合、また同じぐらいの待機児童が発生する見込みですか。

吹田市：山二育成室は、現在13人の児童が待機しています。そのため、1教室増やすことができれば45人分の教室確保ができるということになりますので、今年度においても指導員の体制さえ整えば、待機児童は解消されます。令和5年度の入室希望数が確定していない段階では、確実には言えませんが、現在の児童推計では、4教室での運営で待機児童が解消される見込みです。仮に5教室目が必要になるのであれば、事業者にはもちろん、更なる指導員配置を求めていると考えています。

また、委託事業者が決まらず、直営のままであっても、現在3教室の運営ですが、現時点で学校の御協力もあり、少し小さい部屋になりますが、4教室目を確保しています。そのため、指導員を確保できれば、待機児童は何人かは解消できる状況ですが、市として様々な取組で指導員を確保しようと思っていますが、なかなか厳しい状況にありますので、来年度すぐに解消することは難しく、令和5年度において、直営での運営であれば、現在の状況では解消の目処は立っていないということでございます。

保護者：連携協定を結ぶことによって、最終的に引継ぎが十分ではなかった場合に契約解除もできるとのことですが、引継ぎができていないかの判断は、保護者や指導員から見た引継不足という判断が反映されるものなのでしょうか。判断基準を知りたいです。

吹田市：あくまでも引継保育を行うのは、市の職員と直営の指導員になりますので、引継不足が起こらないようにしっかり引継ぎを行っていきたくと考えています。もちろん事業者にも4月から円滑に運営していただく上で必要な引継保育を受けていただくよう求めてまいります。

保護者：最低基準を満たしていれば問題ないということですか。保護者や現場の意見を反映させることは可能でしょうか。また、どのような場合に契約が結ばれない可能性があるのでしょうか。

吹田市：連携協定に関しましては、引継保育を最低20日以上80時間以上することと、安定した運営を図るために引継保育は4月から配置する職員を配置すること、更に3月までに保護者の方との懇談会を実施することなど最低限の取決めを行っているものですので、事細かな引継保育の内容は、現場の指導員等が直接引き継いでいきますので、そういった中身は連携協定の中に入っていません。

保護者：1点目に、運営委託することで指導員を確保できると考える根拠を教えてください。

2点目、おそらく事業者の応募段階では、職員の採用はされていないと思い

ます。実際、この案件を受託できたら採用するというものかなと思いますが、12月ぐらいから募集をかけて4月には、結局採用できませんでしたとなった時が不安です。

3点目、吹田市でも様々な方法で指導員確保を行っているとのことですが、待遇面での問題も大きいと思います。その原資となるのは業務委託料で、各法人が裁量で使うと思いますが、人件費の額は決まっているのか。

4点目、公募の結果、1事業者しか応募がなかった場合、選定はどうなるのか。また、事業者から見積り上限額より低い金額で提案があった場合、採点上で良い評価になるのか。

吹田市：1点目の指導員確保ができると判断する根拠ですが、委託をすれば、その育成室の指導員確保は事業者で行うこととなります。仮に、12か所の育成室の運営業務を委託していなければ、現在の直営の指導員体制では12か所は運営できていなかった可能性がございます。確実に委託することで指導員確保に繋がっており、今後も委託を進めていく根拠としています。

2点目に関しましては、これまで12か所の委託を進めてきた中で、4月に所定の指導員を配置できなかったという事例はございません。仮に採用ができなかった場合は、法人内の別の施設で雇用している指導員を異動させて、配置する等で対応をしています。また、既に運営している施設に多めに職員を採用されているといった事業者もございます。

3点目、運営業務委託料につきまして、放課後子ども育成室で進めている民間委託は、費用を安くするためのアウトソーシングではございませんので、直営の人件費をベースに委託料を積算しています。教室数が増えれば増額し、指導員を確実に安定的に配置できるような形で雇用していただきたいと考えています。

最後の4点目、応募が1事業者のみの場合ですが、公募型プロポーザル方式として、提案型の公募を行っています。募集要領の評価基準に、安ければ良いという評価はございません。そのため、決して金額が安いから選定されるわけではなく、保育の内容を重点的に審査し、選定しますので、応募が1事業者であっても即座に選定されるわけではなく、その事業者の提案内容に基づいて評価をし、基準を満たせば選定されますが、その内容が良くなければ基準を満たさないということになりますので、選定されないということになります。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)